



Q. 市職員の給与はどう決まり、 どんな手当が支給されているの？

給料月額平均

347,433円 [平均年齢43歳8カ月]

給与が決まるまで

札幌市人事委員会
市長から独立した人事や
給与についての専門機関

民間事業所の 給与実態を調査

《対象》
従業員50人以上の事業所

勧告

市議会

市長

可決

条例案を提出

札幌市職員給与条例

市職員の給与は、民間事業所の給与との均衡などを考慮して決定します。
具体的にはまず、人事委員会が民間企業の給与を調査。そしてその調査結果を基に、市長と議会に対して勧告を行います。
その後、市はこの勧告を踏まえた条例案を市議会に提出。議会の審議を経て、給与が決定されます。

19年度の調査結果

民間従業員の給与(月額)

ー) 本市職員の給与(月額)

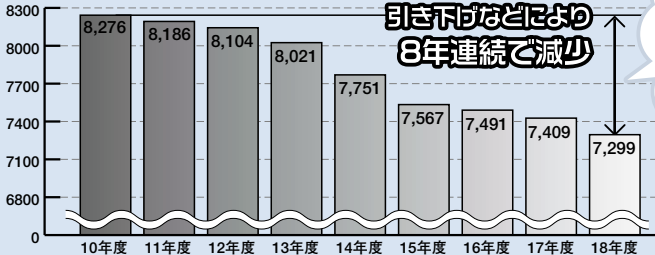
-12円

19年度の勧告

民間と本市職員の給与較差がわずかであるため給与水準改定の勧告を見送り

■一人当たりの職員給与費(一般会計決算※)

[単位:千円]



※一般会計とは、教育や福祉、ごみ収集や道路整備など行政の基本的な事業の会計

勧告に基づく給与の
引き下げなどにより
8年連続で減少

約
100万円
減少

問い合わせ先

- 給与・勤務時間・休暇については勤労課☎211-2082
- 職員の数・人件費・懲戒については人事課☎211-2072
- 福利などについては職員健康管理課☎211-2086

どう
なってるの？

札幌市職員の 給与と人事

市職員の給与や人数などを紹介します。

A. 民間企業の給与などを考慮して決められています

■職員に支給されている主な手当 (19年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給。配偶者14,800円、配偶者以外は1人7,000円～8,000円
地域手当	市内に勤務する職員に、給料、扶養手当、管理職手当の合計額の3%を支給
住居手当	持ち家9,700円、借家27,000円を上限に、住居費用の一部を支給
管理職手当	課長職以上に対し、給料×20～25%を支給
特殊勤務手当	下水処理、有害物取り扱いなどの危険・不快・不健康な業務などを行う職員に支給
寒冷地手当	扶養親族の有無などに応じ、定額と灯油量に応じた額を支給

※ほかに通勤手当、初任給調整手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、退職手当があります

期末・勤勉手当

(民間のボーナスに当たるもの)

4.45月分(年間)

初任給(月額)

大学卒 **166,000円**

高校卒 **138,700円**

特別職の給料・報酬(月額)

市長 **1,280,000円**

議長 **1,040,000円**

職員には、条例に基づいて、月ごとの給料が支給されるほか、生活実態や勤務の特殊性に応じた手当などが支給されています。
なお、市長や議長、議員などの給料・報酬は、審議会の答申に基づき条例で決定しています。

A. 給料と各種の手当が 支給されています